消費者 トラブル情報



注文していない商品が送られてきた!!

ネガティブオプションにご注意!!

【ネガティブオプション】とは…

商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならない と勘違いさせて支払いを迫るものです。※受け取る時は差出人の住所、氏名を 必ず確認しましょう。

【相談事例】

- ①注文していない本が宅配便で送られてきた。開封せずそのままにしておいたら、翌日その業者から本の請求書が届いた。必要ないので引き取ってもらおうと電話したが通じない。
- ②電話で書籍の購入をしつこく勧誘された。断ったつもりだったが、後日、書籍が請求書と一緒に送られて きた。

【アドバイス】-

- ▶注文していないので契約は成立しておらず、代金の支払い義務も、返送の必要もありません。商品が届いてから14日間を経過すれば消費者は自由に処分できます。販売業者に商品の引取りを文書にして特定記録で請求した場合は、その日から7日間を経過すれば処分できます。
- ▶荷物の中身の確認程度の開封であれば問題ありませんが、保管期間中に商品を使用した場合は、購入を承諾したとみなされ代金を支払わなければならない場合があります。
- ▶断ったつもりや、曖昧な返事をしたかもしれないなど、事実関係がはっきりしない場合は、クーリング・オフ(契約解除)しましょう。
- ▶一旦支払ってしまうと返金交渉は困難です。申込者が不明な場合は「受取保留」とし、家族に確認しましょう。申し込んだ人がいなければ「受取拒否」をしましょう。

▶相談窓□

- ・小諸市消費生活センター(市民課市民係内)☎31-5100(消費者相談専用)
- ・長野県東信消費生活センター ☎0268-27-8517
- ・消費者ホットライン ☎188







①電子レンジと思われるもの 焼却炉の中から出てきたも のです。



②電気ポットと思われるもの ごみを溜めておくピットか ら発見されたものです。

金属製のものや電化製品が焼却炉に入ってしまうと、機械を詰まらせたり、壊したりしてしまう恐れがあります。

「クリーンヒルこもろ」を大切に使って いくためにも、分別を徹底し、ごみの減 量にご協力をお願いします。

問 牛活環境課 ごみ減量推進係

※電子レンジ・電気ポットの正しい分別は、埋立ごみです。

指定袋に入らない大きいものは、クリーンヒルこもろに直接持ち込んでください。(有料)